

つくば市入札参加指名停止等措置要綱の規定に基づき、下記業者に対し指名停止を行います。

指名停止措置の概要

指名停止措置業者名及び住所	指名停止の期間	つくば市入札参加指名停止措置要綱該当条項等	事実概要
<p>株式会社根本興業 代表取締役 根本 勘一 つくば市吉瀬1670</p>	<p>平成28年10月4日から 平成28年11月3日まで (1か月間)</p>	<p>つくば市入札参加指名停止等措置要綱第2条第1項別表第1第5項(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)第2号ウ及び別表第2第5項(不正又は不誠実な行為)第1号ク並びに同要綱第4条(指名停止の期間の特例)第1項</p>	<p>(株)根本興業は、平成28年2月3日、土浦土木事務所つくば支所発注の下水道管渠(開削)工事(つくば市上河原崎地内)において、安全管理措置の不適切により、作業員が腰を骨折(全治約1か月)する重傷事故を生じさせ、直ちに行うべき発注者への事故報告を土浦労働基準監督署の指導があるまで5か月以上怠った。 さらに、当該労働災害に関して、労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出しない等労働安全衛生法に違反したとして土浦労働基準監督署から、平成28年7月11日付けで是正勧告書、警告書などが発出された。</p>